



発行所 山梨県手をつなぐ育成会
発行責任者 宮城 隆
事務局 〒407-0046
山梨県韮崎市旭町上條南割3561-1
みだい寮内
電話 055-285-4292
FAX 055-285-4293
メール:yamanashi-ikuseikai@cpost.plala.or.jp



年 頭 ご 挨拶

山梨県手をつなぐ育成会

会長 宮 城 隆

山梨県手をつなぐ育成会の会員の皆様関係者の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年2021年の育成会活動のほとんどが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされました。ワクチン接種が進み明るい兆しがあるとはいえ、今年も諸行事開催に向けては世の中の情勢を見極めながら慎重に進めて参る所存です。

とはいえ新たな年を迎えまして、今年こそは育成会会員の皆様と久しぶりに再会して、相互の意思疎通が図れますよう切に願うばかりです。今はご存じの通りオンラインの仕組みがかなりの早さで普及していますので、諸行事・会議などはリモートに挑戦し「こうすれば出来る」を実現に向けて実行して参ります。育成会会員増強、月刊誌「手をつなぐ」のPRにも力を入れて参ります。共に工夫を重ね知恵を出し合い、この“難局”を乗り切り今年度も育成会を発展させて参りましょう！！最後になりますが、会員皆様のご健勝ご多幸をご祈念させて頂き新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。私も新しい年を、新たな気持ちで精進させていただきます。

令和2年度 全国手をつなぐ育成会連合会会長表彰

前田 修次 部会長が、受賞されました！

コロナ禍のため、令和2・3年と全国大会における「全国手をつなぐ育成会連合会会長表彰」が見送られていました。今回オンラインによる表彰が行われます。

令和2年度の会長表彰を前田修次（部会長）が受賞されました。

前田さんは、ご長男がわかば支援学校に入学されると、PTAの会長、卒業後も同窓会の会長を務められました。山梨県手をつなぐ育成会においては、学校部会長として障害児教育と育成会活動の連携にご尽力されました。その後は、県育成会の副会長や峡中地域育成会の会長として、また施設部会長（ご長男の施設の家族会会長）としてご活躍されてきました。



第55回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会（埼玉大会）の報告書が届きました。



「第55回 手をつなぐ育成会関東甲信越大会—群馬大会—」が、オンラインで開催されました。

群馬県手をつなぐ育成会より、報告書が届きました。大会テーマは「コロナに負けない！つなげていこう育成会活動」でした。「報告書」は90ページに及ぶ立派なものです。ご希望される方は、山梨県手をつなぐ育成会事務局までご連絡ください。数に限りがありますので先着順です。

また、大会のDVDも頂きましたので、貸出いたします。

全育連 第11回権利擁護セミナー（in札幌）—リモート参加して—



どうしますか？ 成年後見制度（手をつなぐ10月号 特集記事・権利擁護セミナーから）我が家はどうする？

杉山浩子

「手をつなぐ10月号特集」から我が家の場合どうするかを今一度考えてみました。障害のある娘の親、仕事柄から成年後見制度についての関心があり講演会、学習会等で勉強をして来ました。

しかし、実際に我が子には後見人がついていません。「手をつなぐ10月号」からも、後見人がついていない人は、まだまだ少なく、理由がいろいろあることが分かります。我が家(わたし)の場合、成年後見制度を使わない大きな要素となっているのは、一度始めたらよほどのことがない限り途中でやめられないということです。今、30代の娘が成年後見制度を始めたら、本人が亡くなるまで何十年と成年後見制度の中で生活することになります。後見にかかわる費用もずっと掛かっていくということです。親族が後見人の場合でも最近では後見監督人がつくケースが多いので、後見監督報酬がかかります。これらの報酬は、後見人の活動に対して支払われる正当な費用だと思っていますが、収入の少ない障害者にとっては重い負担になる可能性があります。

もう一つの要素は、身上保護（身上監護）の件です。

家庭裁判所への年1回の「後見等の事務報告」の回答項目は、
本人の生活状況について（身上保護）

- (1) 本人の住居所に変化はありましたか。
- (2) 本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

本人の財産状況について

- (1) 定期的な収入（年金、賃料など）に変化はありましたか。
- (2) 1回につき10万円を超える臨時の収入（保険金、不動産売却、株式売却など）がありましたか等。

回答すべき項目は（1）～（6）の6項目です。

このように、財産管理が重要視されていて身上保護（身上監護）がないがしろにされていると思います。しかし、わたしたち親や家族は身上保護（身上監護）を高く評価したいと思っています。成年後見制度を使う時は身上保護高く評価している成年後見人を後見人候補にしたいと思っています。

「成年後見制度に関するアンケート調査報告書」 —（一社）手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター 2021年8月—（アンケート自由記述より）によると、後見人にしてほしい事柄で共感した回答の大半は成年後見人だけに求められる事柄ではなく、福祉サービス（相談支援を含む）を行っている事業所・支援員にも求められている事柄です。そして、多くの福祉サービス事業所・支援員の大多数が奮闘実施しています。成年後見人制度は本人の権利擁護のために必要な制度だとは思いますが、お試しで利用してみようということとは出来ないのです。今のところ我が家（わたし）では成年後見制度は使わないと思っています。しかし、娘の暮らしを見守り、応援してくれる仕組み、チーム、人垣が必要だと思っています。その一つが成年後見制度だと思っています。「手をつなぐ育成会」では成年後見制度そのものを見直す働きかけと、現行制度を使いやすくする働きかけを同時に進めていくようです。わたしもこれから変わって行く成年後見制度に関心を寄せ、情報収集など行いたいと思っています。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会では本体事業として、

「親あるときの万が一に備える・手をつなぐ暮らしのお助けプラン」（団体長期障害所得補償保険）

「がんのお助けプラン」（団体がん保険）

「おたすけ・日ごろの備えプラン」（傷害保険+特定感染症危険補償特約・個人賠償責任保障特約がセット）

を始めました。興味のある方は、山梨県手をつなぐ育成会事務局までお問い合わせください。

合わせて（ぜんち共済）の「あんしん保険」「こども傷害保険」「障害のある方も入れるがん保険」のお問合せもどうぞ!!!（裏面に「ぜんち」広告あり）

活動日誌

7月27日・8月24日・9月28日・10月26日・
11月24日・12月21日

「手をつなぐ」発送ボランティア(みだい寮)

7月11日 第55回手をつなぐ育成会関東甲
信越大会(群馬県・オンライン)

10月27日 権利擁護セミナーin札幌
(オンライン)

11月5日 第8回障害者芸術文化祭・第24
回文化展開会式

(甲府駅北口よっちゃばれ広場)

11月5～9日 第24回文化展開会式

(福祉プラザ)

11月29日 関プロ代表者会議(オンライン)

12月3日 「障害者週間」普及・啓発キャン
ペーン(甲府駅)

12月8～11日 赤い羽根街頭募金(甲府駅)

事務局より

会費納入のお願い

会費の納入がまだの方は、納入をお願いいたします。会費は、**7,000円**(全国機関誌代込)です。

既に郵送いたしました郵便局振込用紙による送金は手数料がかかりません。郵便局振込用紙が手元にない方はご連絡ください。

ご依頼人名に、ご自分の名前をお忘れなく



このようなお困り事に
心当たりがある方に…

病气やケガが絶えない…

成人病や生活習慣病に備えたい…

他人の物を壊してしまった…

虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

[2021年4月作成 21-TC00392]